

掛川市告示第 61 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託した。

令和 4 年 4 月 1 日

掛川市長 久保田 崇

1 委託先

名 称	所 在 地
株式会社 これっしかどころ	掛川市南一丁目 1 番 1 号
公益社団法人 大日本報徳社	掛川市掛川 1 1 7 6 番地
走る本屋さん 高久書店	掛川市掛川 6 4 2 - 1

2 委託した物品売払代金

委託先において販売する書籍掛川市平和学習資料『平和と私たちの未来 一伝えたい、掛川の記憶一』の
売払代金

3 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで